告 示

埼玉県告示第七十二号

とい 自立 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介 留 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 . う。 人等の とお の支援に関する法律 $\overline{}$ ŋ 変更の届出が 円滑な帰国の促進並びに 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おい てその例によ]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 9 た。 護機関 るも てその例に 永 住帰国 のとされた生活保護法第五十四条 (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 の二第二項 中国 偶 者

 \mathcal{O}

残

平成三十一 年一月二十九 日

埼玉県知 事 上 田 清 司

狭山ケアセンター		部さくら病院の病院	名 称
称事 業 所 名	称事 業 者 名	在事 地業 者 所	変更事項
ターケアセンン	川 病療 院 人 入 間	野春 井日 二市 九 一 西 金	変 更 前
センター 介護老人保健	入間 川病院 院人	七○二十一一 一 崎	変更後
護 一 一 ショ ガ カ リ 、 リ	介護老人保健施設短期入所療養介護短期入所療養介護	訪問リハビリテーション まで療養管理指導 が護予防訪問の が護予防訪問の が護予防訪問の が護予防訪問の が護予防訪問の が護予防部の がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 でする。	サービスの種類

谷営業所 会社 熊 が護サー	り葉 プラン ゆず	上尾営業所 コーポレーション アンション	テーション ましばヘルパース	ラ新白岡 メディカルフロー ロー
在事 地業 者 所	在事 在事 地業 お 所 所	称事 在事 業 地業 所 所 名 所	在事 地業 所	称事 在事 世報 地業 所名 所
長長 二土 呂 八 六 二 二	三草加 三九四市 三九四市 一塚 町	北 シ株三鴻一 タ コー ポンコーポヤマ一 一 一	―四 能 市 緑 町 三	岡 ガ ガルー 一一三 一一三 一九 ラ 白 一一三 一九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
長野県 一二 日 一 五 九 九	草 二 二 二 二 市 二 十 二 十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 - - - </td <td>業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td> <td></td> <td>白岡市新白岡 イーラ新白岡 イーラ新白岡 イーラボーム</td>	業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		白岡市新白岡 イーラ新白岡 イーラ新白岡 イーラボーム
福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	居宅介護支援	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定有護予防福祉用具 特定介護予防福祉用具 特定介護	訪問介護	心型共同生活介護 作護予防認知症対 が護予防認知症対